

平成22年度第10回 税制調査会議事録

日 時：平成22年11月16日（火）19時00分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は先週金曜日に各省庁に個別に通知した要望項目の評価結果、いわゆる0次査定案について資料として配付をいたしておりますので、御確認いただければと思います。既に御連絡しているとおり、評価結果について随時調整による協議が必要な事項があれば、明日11月17日水曜日までに協議要望リストを提出し、協議の申し入れを行うようお願いいたします。本日は「要望にない項目等」及び「要望項目の評価結果」について審議をいたします。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、まず「要望にない項目等」について尾立政務官、逢坂政務官から御説明をいただきます。よろしくお願ひします。

○尾立財務大臣政務官

それでは、資料1を御覧ください。「要望にない項目等」でございます。この「要望にない項目等」は各省庁の要望がないものの、納税者の立場に立つとともに、適正な課税を推進する観点から、23年度改正で税制当局として措置すべきと考えられる事項です。

それでは、各項目について事務方から簡単に説明をさせます。なお、これらの項目のうち何点かについては、事務方からの説明に加えて私からも見直しの方向性を追加的に御説明させていただきます。それでは、事務方よろしくお願ひいたします。

○江島主税企画官

主税局企画官の江島でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、資料1の目次をお願ひいたします。

「1. 政策税制措置の延長」ということで2点、「2. その他」（1）納税者の利便の向上というところで3～6、（2）課税の適正化（手続関係）というところで7～14まで、（3）課税の適正化（実体法上の措置）というところで15～26まで、計26項目でございます。順に簡単に御説明申し上げます。

1 ページ目、政策税制措置の延長というところで2つございますが、旅行者の方が携帯して輸入されますお酒、たばこの税率の特例の適用期限の延長でございます。これは使われる方が簡素で分かりやすいように特別な税率をはっておりますが、これが年度末で期限が切れますので延長してはいかかかというところでございます。

2 ページ、納税者の方の利便の向上が3番以降でございます。

3番は年金収入及び年金以外の所得が一定額以下の方の申告手続の簡素化でございますが、年金所得者の方につきましては年末調整制度がございませんので、確定申告をしていただく

ということで事務負担となっております。この手続の簡素化という観点から、年金収入及び年金以外の所得が一定額以下の方について確定申告を不要とする制度、申告不要制度を創設してはいかがかということでございます。

4番は申告義務のある方の還付申告書の提出期間の見直しでございますが、所得税の申告義務のある方の申告書の提出期限は、翌年の2月16日から3月15日までとなっておりますけれども、還付申告につきましては早期還付等を図る観点から、始期を翌年1月1日としてはいかがかということでございます。

5番は事務所等の移転があった場合の源泉所得税の納税地の見直しでございますけれども、源泉所得税の納税地は給与等を支払った事務所の所在地とされておりますが、事務所等の移転があった場合におきましては、移転後の事務所等の所在地の所轄税務署が処理を行う制度へ変更してはいかがかということでございます。

3ページ、6番でございます。事前照会に対する文書回答制度の見直しでございますが、個別具体的な取引が課税上一体どのような取扱いになるのかということについて、納税者の方から事前照会があった場合、これに対し国税庁が文書で回答するという手続がございますけれども、その利便性を向上させる観点から事前照会者に予見可能性を高める観点で、どんな状況かをしかるべきタイミングでお知らせしてはいかがか。あるいは回答後、現行は最大180日間とされています照会内容等の非公表期間を、企業秘密の保持にかんがみて少し延長してはいかがかという観点でございます。これは明後日の納税環境整備を扱う税調でもう少し詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

(2) 課税の適正化に移りまして、7番は還付加算金の計算期間の見直しでございます。これは還付加算金を計算する期間につきまして、会計検査院からこういう期間を含めることは不相当ではないか、もう少し短縮すべきではないかという指摘をいただいていることがございまして、これを措置してはいかがかというものでございます。

8番は法定調書の光ディスク等による提出義務の創設でございますが、税務執行を円滑化する観点から提出枚数が1,000枚以上の法定調書につきましては、光ディスク等またはe-Taxによる提出を義務づけてはいかがか。現行は書面でもよいとなっておりますが、税務執行の円滑化の観点からこういったことをお願いしてはどうかというのが8番でございます。

4ページ、9番は金地金等の譲渡の対価の支払調書制度の創設でございますが、金や白金の譲渡所得の申告漏れが多数把握されている状況がございますので、こういった譲渡による所得を的確に把握できる制度を構築する観点から、金地金等の譲渡対価の支払調書を貴金属商や古物商の方々に出していただくという制度を創設してはいかがかというものが9番でございます。

10番は取引先等に対する調査の対象物件の見直しでございますけれども、法人税の取引先等に対する調査の対象につきまして、現行の法人税法上は帳簿書類のみと書かれておりまして、他の所得税法等は帳簿書類その他の物件と書いてございますが、均衡が悪い状況が長年続いてございまして、これを他税法との並びをとりまして、帳簿書類以外の物件を追加する

という規定の整備を行いたいというのが10番でございます。

11番は輸出物品販売場における作成書類の見直しでございます。外国人旅行者の方が秋葉原等の輸出物品販売所において土産物等を免税で購入される際に購入記録票等を出していただくんですが、その書式に記入する欄が少ないのではないかとといった御指摘をいただいているものですから、これが実態に即したものになるよう見直しを行うものでございます。

12番は不正還付対応策の充実でございますが、消費税の還付を不正に受ける事業者適切に対応するため、還付申告書を提出する際に任意に依頼をしております仕入税額控除に関する明細書の添付を、任意ではなくて義務づけをさせていただき、加えて記載事項を充実させてはいかかかというものでございます。

13番は租税罰則の見直しということで、故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設及び消費税不正受還付未遂罪の創設でございます。現行は大口の無申告事案の対応という観点で、故意の申告書不提出によるほ脱犯、これは積極的な所得隠ぺい行為はないものの、税を免れる故意をもって申告を行わずに、税を免れる結果を発生させた罪というものの創設について検討してはいかかかという点。また、消費者の不正還付事案への対応や詐欺未遂罪とのバランスを考慮して、消費税の不正還付の未遂を処罰する規定の創設について検討するという点で、これも明後日の納税環境整備関係の税調でまた御議論を詳しく賜ればと思っております。

5ページ、14番の官公署等に対する協力要請の規定の整備ということで2つございますが、国税の犯則調査につきまして明文の規定がないということで、他の官公署に対して協力要請をしても、それが拒否されるという事態が実は発生しておりまして、これを独禁法や関税法等の犯則調査と同様に、他の官公署に対して協力要請ができるということを、法令上明文化してはいかかかというのが1点目でございます。

併せて酒税等の個別間接税法における調査につきましても、所得税法等における調査と同様、他の官公署等に対して協力要請できることを明確化してはいかかかという2点でございます。

15番は一時所得の計算上控除する保険料の明確化でございますが、現在会社の役員の方々が養老保険に入られる際に、御自分の所得の計算をなさるに当たって、会社に支払ってもらった保険料まで引いているというような例があるということで、こうしたことのないように法令上明確化する。引けることのできる保険料について法令上明確化するというのが15番でございます。

16番は被相続人に生じている未実現の定期預金の利子等に対する課税の明確化でございますが、先般の保険年金に係る最高裁判決を踏まえまして、定期預金が相続財産となっている場合におきまして、その利子にかかる課税関係について法令上明確でないといった点がございました。これを改めまして法令上明確化してはいかかかということでございます。

17番は棚卸資産の切放し低価法の廃止でございますが、棚卸資産の評価方法は幾つかございますけれども、期末に評価が下がった場合に下落後の価格のまま帳簿につけておいて、そ

の後、時価が回復しても計上しないという切放し低価法というものがございしますが、過度に保守的ではないかという指摘もあるものですから、この廃止を検討してはいかがかというものでございます。

18番と19番はいずれも会計検査院の指摘を受けているところでございまして、18番が中小企業者に対する法人税率の特例、19番が同じく中小企業者に適用される租税特別措置ですが、いずれも適用範囲について検討するというところでございます。多額の所得があり担税力が弱いとは必ずしも認められないという指摘を受けておりまして、これを検討することになっております。

20番は仮決算による中間申告の見直しでございまして、仮決算による中間期間の法人税額が前事業年度の法人税額の2分の1を超える場合について、仮決算による中間申告はできないこととします。これは予定納税額を超える額の中納付を行い、確定申告で還付金という形で取り戻すことによって、還付加算金を得ようという動きがありまして、これを防ぐ観点からこういった措置を検討してはいかがかというものでございます。

21番は共同担保の登記等の範囲の見直しでございまして、同一の債権を担保するために複数の不動産を目的として、抵当権を設定することはよく行われているところでございまして、その抵当権を信託する場合は1つの抵当権の信託として、登録免許税を課税するという実務上の取扱いがなされておりますが、これについての課税の明確化を図るということで規定の整備が行われておりませんので、これを登録免許税法上させていただきたいというのが21番でございまして。

22番は技術研究組合の組織再編に係る登録免許税の整備でございまして、技術研究組合法に基づくこの組合が事業の一部を独立させて株式会社等を設立する場合において、新たに株式会社を設立することになりますので、そういったものと同様の負担となるように登録免許税課税する規定が漏れておりますので、追加させていただきたいというのが22番でございまして。

○新川税制第二課長

続きまして、恐れ入りますが、消費税の関係でございまして、税制第二課長の新川と申します。お手元の資料2、補足資料という資料がお手元にあると思います。そちらの25ページをおめくりいただきたいと思います。

消費税につきましては、25ページにございまして、昨年末おまとめいただいた税制改正大綱におきまして、「課税の一層の適正化も含め、検討していきます」とされたところでございまして。

次の26ページを御覧いただきたいと思います。「事業者免税点制度の概要」とございまして、これは消費税が免税となる事業者、これは、実は前々年の課税売上が1,000万円以下、こうした事業者の方については消費税が免税になるということでございまして。

27ページを御覧いただきますが、実は、前々年の課税売上高が少額の場合には免税になるということを利用して脱税事案が現場では報告されてございまして、そちらにございまして人材

派遣会社がA社でございますが、このA社の実質的社員でありながら、A社がペーパーカンパニーを2年ごとに設立して、そこに形式上、従業員を転籍させると、こうした手口でもって消費税を不当に逃れると、こういった事例も報告されてございます。これは免税点制度の悪用ということになってまいります。

次の28ページを御覧いただきますが、いわゆる95%ルールとございます。上の四角を御覧いただきますと、実は消費税は課税売上と非課税売上が両方ある場合、非課税売上に対応する仕入れについては、仕入税額控除を認めないという原則がございます。

具体例で申し上げますと、家賃というのは非課税でございますので、家賃を受け取るために、例えばアパートを建設されたと、その場合、アパートの建設にかかる仕入れに合った消費税というのは控除できないというルールでございますが、ただし、中小企業その他、大企業も含めてですが、事務負担に配慮いたしまして、売上のほとんど、95%以上が課税売上の場合は、すべての仕入れについて、仕入税額が控除できると、いわゆる95%ルールというルールを取ったところでございます。

29ページでございます。国際比較の表がございまして、事業者の事務負担に配慮いたしました95%ルールですが、G7各国では同様の制度を持っておりますのはカナダのみとなっております。実は、イギリスは以前、日本の95%ルールと似た制度を持っておりましたが、現在は廃止されているということでございます。

消費税関係の現状について、以上でございます。

○横山参事官

続きまして、25番、26番につきまして、国際担当参事官の横山の方から御説明申し上げます。

まず、資料2のページ31を御覧ください。税率が納税者と税務当局との合意により決定される外国税に関する規定の整備ということでございます。

日本の制度上、外国税額控除制度とか、いわゆるタックスヘイブン税制と呼ばれている外国子会社合算税制では、外国法人税の定義が法令で定められておりますが、納付した後に、任意に納税者が還付を受けることができるようなもの、そういうような、外国法人税として捉えるのが不適當なものについては、法令で明確に除外されています。

しかしながら、税率が納税者と税務当局の合意により決定される税につきましては、外国法人税から除外する規定がないということで、最高裁判決で、こういう明文の規定がない以上は、こうした税が外国法人税に該当しないとは言えないという判示が平成21年12月にございました。

ということで、上記の判例を踏まえまして、税率が納税者と税務当局との合意により決定されるような外国法人税として捉えるのが不適當なものは含まれない旨の規定の明確化を行う必要があるのではないかとございまして。

次の26でございますが、次の32ページを御覧ください。外国税額控除制度の適正化でございます。

外国税額控除制度は、国際的二重課税を排除するために、外国で納付した外国税額を、国外所得に対し、我が国で納付すべき法人税額、これを控除限度額と申します。控除できる枠となりますが、この範囲内で控除するものでございます。

現行制度では、現実には国際的二重課税が発生していない部分について、我が国の法人税額からの控除が可能となる仕組み、これが、彼を此れに流用するというで彼此流用の問題と申しますが、そうなっていることや、また、日本に本店がある法人でも、ほとんど日本で税を負担しない仕組みなど、制度上の歪みがございます。これを適正化する必要があることから、法人実効税率の議論に合わせて、その見直しの論点として、以下の3点があると考えられます。

まず、①、外国税額控除の対象外である高率な外国租税の水準、現行50%等を我が国の実効税率に合わせて引き下げるということでございます。

現行制度下では、我が国で控除できる外国税額については、下の表の上段の※印を見ていただくと、外国法人税額のうち、その所得に対する租税負担が高率、要するに国ごとに租税負担割合が50%超の部分については、二重課税が発生していないので、控除対象から除外する。つまり、外国税額控除を認めないこととなっております。

この50%という水準は、導入された昭和63年度改正当時の我が国の法人実効税率を反映してございます。しかしながら、現在では、相当低下しておりますので、これを踏まえると、この矢印で二重課税が発生していない外国税額を控除の対象から除外することで、彼此流用の余地の縮減を図ることができるのではないかというところでございます。

2番目として、税額控除限度額の計算上、非課税の国外所得の全額—現行3分の2のみを除外しておりますが—これを国外所得から除外するというところでございます。

これにつきましては、現行制度については、下の欄にありますように、我が国は一括限度額方式と申しまして、全世界ベースで、一括した控除枠を採用しております。その枠の計算においては注1ですが、ある外国で所得が非課税である場合、二重課税は生じておりませんが、3分の1だけは国外所得にカウントして計算できます。裏返せば、3分の2のみが国外所得から除外されます。

これを踏まえると、このような見直しをすることにより二重課税が発生していない非課税部分は、国外所得にカウントしないことで、彼此流用の余地の縮減を図ることができるのではないかというところでございます。

3番目、国外所得割合の90%制限に係る特例の廃止でございます。現行制度は注2でございしますが、控除額の計算においてカウントされるのは、原則として全世界所得の90%までに制限されております。

これは、最低10%程度は、日本の本社等の貢献によると考えることが妥当であろうという考え方に基づいております。しかし、国外所得の割合が90%を超える納税者、要するに大部分を国外で稼ぐ納税者につきましては、二重囲いの中にあります特例を利用することができまして、条件を満たせば、90%以上を国外所得としてカウントすることができます。このこ

とにより、結果として、日本に本店がある法人であっても、ほとんど日本で税を負担しない仕組みとなっております。

これを踏まえますと、最低限我が国の納税を確保するために、このような見直しも必要なのではないかと、そういう論点でございます。

以上でございます。

○尾立財務大臣政務官

ありがとうございます。それでは、私の方から、消費税に関する免税事業者の要件の厳格化と仕入税額控除制度における、いわゆる95%ルールの見直し、そして国際課税の外国税額控除制度の適正化の3点につき、見直しの方向性を御説明したいと思います。

まず、23番の免税事業者の要件の厳格化についてですが、資料2の30ページを御覧いただきたいと思います。

事務方から説明させたように、免税点制度を悪用した課税逃れが行われている実態がございます。こうした課税逃れを抑制する観点から、中小事業者の事務負担に与える影響も勘案しつつ、課税売上高が1,000万円を超えることが期の途中で明らかになった場合には、その翌期から課税事業者となるよう、免税事業者の要件を厳格化する方向で見直しを行ってはどうかと考えております。

次に24番、いわゆる95%ルールの見直しについてですが、事務方から説明させたように、95%ルールは、非課税売上に対応する仕入れについて、仕入税額控除を認めないことが原則ですが、事業者の事務負担に配慮する観点から講じられている特例措置です。

この趣旨にかんがみれば、その適用範囲については、引き続き事務負担に配慮する必要があると考えられる中小事業者に限定する方向で見直しを行ってはどうかと考えております。

外国税額控除制度の適正化については、今、詳しく事務方から説明をさせましたので、割愛をさせていただきます。

以上が23年度において、要望にない項目等として改正を検討している項目です。これらについても是非御議論をいただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、逢坂政務官、お願いします。

○逢坂総務大臣政務官

地方税につきましても、各省要望以外で規定の整備等を行う必要があるものがございます。各項目について、簡単に事務方から説明させますので、これについても御議論いただきたく思います。

○内藤都道府県税課長

総務省の都道府県税課長でございます。お手元に「資料（要望にない項目等〔地方税〕）」と書いてございます資料があるかと存じますけれども、それをおめくりいただきたいと存じます。

1ページ目でございます。「（1）課税の適正化（手続関係）」でございますけれども、

国税のところの⑦で御説明がございましたけれども、還付加算金の計算期間の見直しにつきまして、会計検査院意見表示事項に基づきまして、国税において見直される場合には、併せまして、法人住民税、法人事業税関係につきましても、同様の対応を取るというものでございます。

○杉本市町村税課長

同じく市町村税課長でございます。続きまして、個人住民税関係でございます。国税の⑧のところ御説明がございましたと同様に、住民税の給与支払報告書等の電子データによる提出につきまして、これを義務化するということの検討を行いたいというものでございます。

○内藤都道府県税課長

続きまして、2ページをお願いいたします。「(2)課税の適正化(実体法上の措置)」というところでございますけれども、法人住民税・事業税関係につきまして、国税の方で⑩で御説明がございました、中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直しへの対応。

それから、その次の⑨の中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しへの対応につきまして、会計検査院の意見表示事項に基づき、国税におきまして見直される場合には、併せまして地方税において同様の検討をしようとするものでございます。

続きまして、仮決算による中間申告の見直しでございます。これも国税の⑭で御説明がございました、国税において仮決算による中間申告を見直す場合には、併せて地方税において同様な対応を取ろうとするものでございます。

○杉本市町村税課長

続きまして、地方税の各税共通ということで、地方税の罰則の見直しがございます。これにつきましては、平成22年度の改正におきまして、国税の罰則の見直しが行われておりまして、これに伴う地方税の方の所要の改正でございます。

また、本年度、今回の改正で国税において、新たなほ脱犯等の創設が検討されているようにございますので、これにつきましても、地方税において同様の対応を取りたいと考えております。

(3)のその他でございます。国有資産と所在市町村交付金の関係でございます。これにつきましては、本年3月に空港法施行令が改正になりまして、岩国飛行場が共用飛行場となることになっております。それで、今後、運用形態として、1日4往復の定期就航便も就航予定であるということでございますので、今回、平成26年度分の市町村交付金から岩国飛行場を交付金の対象とする予定というものの改正でございます。

そのほか、国税の要望にない項目等の取扱いによりまして、地方税に形式的に影響があるというものがございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、ただいまより御質問・御意見等を伺いますが、なお、その前に、経済産業省が今日はお出になっていませんが、人の代わりにペーパーが出席しておりまして、お手元にございますけれども、要望にない項目について資料の提出がございますので、併せて御参照いただきたいと思ひます。

この中には「中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し」、それから「中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し」という会計検査院の指摘に対する疑問や御意見が書かれております。お手元に配付しているとおりでございます、この御意見は当調査会として御意見として受け止めてまいりますけれども、本件は会計検査院からの意見表示であり、今後何らかの対応が必要であると思ひます。

また、このペーパーにも「今後、税務当局と協力して中小特例の在り方について検討を行って参りたい」という記述がございます。そういう御提案ですので、今後経済産業省との間で十分協議してまいりたいと思ひております。

それでは、どなたからでも御自由に御意見等を伺いたいと思ひますので、どうぞ御発言ください。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

それでは、次に移らせていただきます。次は要望項目の評価結果、いわゆる0次査定案についてございます。

お手元に資料を配付いたしてしております。冒頭で申し上げましたとおりで、要望項目の評価結果ございます、今後協議の申し入れがあった事項について随時調整協議を行っていききたいと思ひますけれども、あらかじめお話があるとお伺いしている各府省の委員の方から順番に御意見をちょうだいしたいと思ひております。

いつものことで大変申し訳ございませませんが、時間に限りがございますので、1人3分程度で簡潔に御発言をお願いしたいと思ひます。

それでは、まず内閣官房からお願いをいたします。

○平野内閣府副大臣

内閣官房からは、平成19年度に創設されたオンライン利用促進に係る税制上の特例措置、所得税、登録免許税につきまして、平成23年度から2年間の延長を要望してあります。今年5月に決定された新たな情報通信技術戦略に掲げられた国民本位の電子行政を実現していくためには、オンラインの利便性を国民に直接実感してもらうことが重要であると思ひています。

第4回税制調査会におきまして各省ヒアリングの際に、オンライン利用率が計画値を超えていることから、特例措置の延長ではなくてシステムの使い勝手を改善していくべきではないかと財務大臣政務官から御指摘をいただいております。

その際もお答えいたしましたので、繰り返しになりますけれども、御指摘の問題点の1つ

目の利用率につきましては、所得税の確定申告は、そのほとんどが税務署の窓口における e-Tax の利用であり、電子証明書による本人確認が必要な、自宅等における e-Tax の利用はまだ少ない状況にあります。その理由の一つとして、電子証明書の発行枚数は約 146 万枚にとどまっていることがありまして、自宅等の行政窓口以外の場所において行政手続を行えるようにするためには、電子証明書の普及を支援する本税制の特例措置の延長が必要と考えております。

また、不動産登記及び商業登記の申請につきましては、登記事項証明書等の交付請求の利用率が高くなっているため、登記分野全体では計画値を超えています。しかしながら、その一部であり、本税制の適用を受ける個別の手続である不動産登記申請（16.3%）及び商業登記申請（25.3%）については目標を下回っており、同じく特例措置の延長が必要であると考えています。

現在、法務省、国税庁を始めとする関係省庁において、システムの使い勝手の改善に取り組んでいるところでございます。この取組みが実効性を持つためにも上記支援策を継続していただき、利用者にオンライン申請の利便性の高さを実感していただくことが重要かと考えております。

引き続き、内閣府よりよろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○平野内閣府副大臣

内閣府の要望のうち、市民活動の促進等と地域活性化の推進に関する要望に対する査定についてコメントさせていただきます。

特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置につきましては、市民公益税制 P T 中間報告書に沿った内容での要望となっておるところでございますが、主要事項の中で取り上げていただくことになりましたので、今後ともさらなる御検討をお願い申し上げます。

次に、公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の創設についてでございます。これについては C の評価をいただいております。公益社団・財団法人につきましては、法定の基準に基づき、民間有識者から成る第三者機関によって事業の公益性や運営の透明性等について認定を受けており、主要事項で取り上げられております認定 N P O 法人と同様に「新しい公共」の主要な担い手であることを是非御認識いただきたいと思います。

総合特区制度は、新成長戦略の国家戦略プロジェクトに位置づけられた、同戦略の柱となる政策でございます。本制度により、拠点形成になる国際競争力の向上や地域資源を最大限活用した地域力の向上を図り我が国の成長につなげていくためには、今般要望している税制上の特例措置が必要不可欠でございます。本制度の制度設計を行うため提案を募集しましたところ、全国各地より 450 件の提案が寄せられ、各地の本制度への期待は大変大きいものがございます。是非とも要望内容の実現をお願いいたします。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

末松副大臣の方はございますでしょうか。

○末松内閣府副大臣

続きまして、私からも内閣府の要望に対する査定につきましてコメントいたします。時間の都合上、主要なもののみとさせていただきますが、それ以外の要望につきましても引き続き調整させていただければと存じます。

まず沖縄振興で、2つございます。

沖縄における雇用促進のための税制上の特例措置でございますけれども、沖縄というものが多くの離島から構成されており、全国でも最も高い完全失業率であるということ。そういった意味で、雇用情勢が極めて厳しい情勢にあります。これを何とか、全国ベースでの雇用促進税制の創設を前提として、沖縄振興特別措置法の趣旨をも踏まえながら、沖縄における雇用促進税制の特例措置の創設を是非ともお願いいたします。税技術的にも今、考え出そうとしておりますので、是非そこはお願いを申し上げます。

あと、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の軽減措置の拡充ですけれども、これも国交省が要望しております全国的な航空機燃料税の引下げ要望に併せているところでございますが、沖縄の特殊性、あるいは観光客の安定確保、国際物流拠点としての那覇空港の国際競争力の向上に資するものであり、是非、沖縄経済にとっても大変重要なものですので、実現を強く求めるものでございます。

あと、2番目は防災対策で、新潟県中越沖地震災害における被災代替家屋に係る特例措置の延長でございます。これは是非とも2年間の延長をお認めいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

3番目は少子高齢化対策の推進でございますけれども、これは新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置でございます。幼保一体化を含む新たな次世代育成支援については、来年の通常国会の法案提出に向けて検討中でございますので、重要政策でもあり、引き続き御検討をお願いいたします。

最後ですけれども、地震防災対策用資産の取得に関する税制上の特例措置でございます。この特例措置につきましては、平成21年度から始まったばかりの特例措置であり、かつ緊急地震速報受信装置の導入促進の必要性が高いことから、せめて1年だけでも延長をお願いしたい。それを強く申し上げて、終わります。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

続きまして、金融庁からお願いをいたします。

○東内閣府副大臣

金融庁の税制改正要望項目の現時点での評価結果、いわゆる0次査定案を拝見いたしました。正直申し上げて驚きを禁じ得ません。多くの要望項目について到底納得できない査定

案となっております。本来は各要望項目についてそれぞれ意見を申し上げたいところですが、時間の制約もありますので、次の3点に絞らせていただきたい。

まず、上場株式等の軽減税率の延長について申し上げます。

証券の軽減税率の延長については、先週の木曜日、11日にまさにこの全体会合の場で主要事項の一つの内容として議論させていただいたばかりではありませんか。皆様も御記憶が新しいところであると思いますが、そこでは五十嵐財務副大臣から、データの解釈やその整備は必要であると思いますので、引き続き出せるもの、発見できるものは発見していただいて、その上で論議を続けたいと思いますとの御発言があったと記憶しております。このように証券の軽減税率の延長については、この全体会合において引き続き議論していくこととなっていることを踏まえ、と、「主要事項の中で取り上げるもの等」を意味するP、あるいは「判断を保留するもの」を意味するDとされるのであればともかく、「認められない」を意味するDとされているのは全く理解に苦しむ査定案であります。

本年10月6日に官邸で開かれた第3回税制調査会においても五十嵐財務副大臣から、税制調査会としての意思決定に当たっては、全体会合における委員のコンセンサスが得られるよう最大限の努力を行うこととしますと御発言があったように、今後とも、この全体会合の場でしっかりとした議論が尽くされるよう、まずもって強くお願いしたい。

なお、証券の軽減税率の延長に関しては、次にこの全体会合で議論される際に資料・データも踏まえつつ改めて申し上げるつもりではありますが、証券の税率引上げは市場に対して明らかにネガティブインパクトを与えることとなるため、デフレ終結を当面の重要政策課題に掲げている政府として、アクセルとブレーキを同時に踏むような、政策として整合性がなく、国民から分かりにくい選択は是非とも避けるべきであるということを一たび申し上げておきたいと思っております。

第2番目に、国際課税関係の要望についても申し上げておきたいと思っております。

イスラム金融や証券貸借取引に関する所要の税制措置については、「要望内容の抜本の見直しができなければ認められない」を意味するCとされていますが、イスラムマネーを呼び込んだり、国境をまたぐ金融機関の証券貸借取引を活発化させるために必要なのは、要望内容の抜本の見直しではなくて、税制そのものの抜本の見直しではないのか。是非とも税制上の手当てをお願いしたい。

また、特にイスラム金融の一部項目については、「認められない」を意味するDとされていますが、CとDに分かれているのはいかなる理由によるものなのか。イスラムマネーを呼び込むためには部分的な手当てではなく、当方が要望している一連の税制措置が手当てされる必要があるのでは、よろしくお願いしたい。

国際課税原則の見直し（「総合主義」から「帰属主義」への変更）については、24年度以降の検討課題とするものを意味するGとされていますが、OECD加盟国33か国の中で「総合主義」を取っているのは日本のみであります。世界の中でも日本とインドネシアのみ。すなわち、我が国の税制は世界から孤立したものであると私は承知しています。このような課

税原則をいつまで続けるのか。我が国が国際社会から取り残されないよう、我々税制調査会としてもスピード感を持って議論していく必要があるものと認識しています。

第3点目として、個別要望項目の一つである、特定口座の利便性向上に向けた所要の措置について、要望内容の一部が、「認められない」を意味するDとされておりますが、特定口座の預け入れ対象範囲の拡充は納税者の税務手続の負担軽減や利便性の向上のみならず、税務執行当局側の負担軽減にもつながるもので、引き続き前向きに検討していただくようお願いしたい。

最後になりますが、政府税制調査会の基本的在り方に関して、この場で問題提起をさせていただきたい。

菅総理の下で本年6月に閣議決定された新成長戦略においては、7つの戦略分野のうちの一つとして金融戦略が定められておりますが、証券の軽減税率、イスラム金融など、本日問題提起した項目はいずれも金融戦略とは切っても切れない関係にあります。他方、0次査定案を拝見する限り、新成長戦略とは全く無関係に評価がなされているように感じられますが、政府税調も総理の諮問機関である以上、新成長戦略を踏まえた、また、それと整合的な議論がなされるのが筋ではないのかと思います。その点を当政府税調として明確にさせていただくことをお願いして、私からのコメントにさせていただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

決して、これは門前払いをしたということではございません。アクセルとブレーキというお話がありましたけれども、私どもは本来の改革論という観点からそういう現時点での考え方をお示しさせていただいたということであると思います。それはアクセルとブレーキというよりも実態論と本来論という違い、ベクトル方向の違いがあるんだと思いますが、いずれにいたしましても金融証券税制につきましては、前回、11日の税調の場で委員の方々から、幾つかデータの検証を求める御発言がありました。それらも踏まえて、引き続き議論を行っていきたいと思います。

財務省においても、日本版ISAの適用対象などについて資料を準備することとしますので、金融庁におかれましても、逢坂政務官がおっしゃっていた、軽減税率のゴール、ファクト、エフェクトなどについて御準備をいただけるようお願い申し上げます。

○東内閣府副大臣

そうさせていただきます。どうもありがとうございます。

○逢坂総務大臣政務官

よろしく申し上げます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

続きまして、総務省、お願いをいたします。

○内山総務大臣政務官

総務省から4点申し上げたいと思います。すべてがDでありまして、かみ砕いて説明をいたしますので、どうか再度御検討いただきたいと思います。

まず情報通信関係で「光の道」推進税制の創設でございます。今要望は情報通信を活用した教育、医療等の公共アプリケーションのシステム導入を促進するもので、対象には推進事業者のみならず、地域の通信サービス提供者、CATB等や公共アプリケーションシステムに関わる様々な企業が広く含まれており、従来のインフラ主体の税制とは異なるものでございます。

現在30%である超高速ブロードバンドの利用率の向上につなげ、新成長戦略として閣議決定された「光の道」構想の実現に資するものであり、我が国の持続的な経済成長を通じ、将来の税収増につながるものでございます。

次の情報通信関係でございます。地上放送施設デジタル化推進に係る課税標準の特例措置の拡充延長でございます。アナログ放送は御存じのとおり平成23年7月24日に終了する予定ですが、それ以降もアナログとデジタルの電波の特性等を原因とする難視聴地域が一部残ります。こうした特定の地域が被る不利益を早期に是正するため、本税制優遇措置を通じ、放送事業者による当該地域の中継局等の整備をこれまで以上に促進することが必要でございます。

次に郵政事業でございます。郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料にかかる消費税の非課税措置の創設でございます。ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険は郵政民営化法において免許条件として、継続的に業務を委託することが規定されております。単に民間金融機関とは異なり、経営判断に関係なく当該規定により、金融二社の窓口業務を郵便局会社に委託することにより、消費税が課せられている特殊な事例でございます。また、法律により分社化されたNTTを見ても受委託を義務づけられている例はございません。

現在、金融二社の経営は貯金残高、保有保険件数が減少傾向にあり、両社はとても厳しい状況でございます。過疎地も含めて全国に配置された郵便局を通じ、国民生活に必要な金融サービスを今後も提供していくためには、まず金融二社の経営の安定が必要でございまして、消費税の非課税措置を要望するものでございます。

最後に地方関係でございます。過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長、過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長でございます。本年3月末に期限切れを迎えていた過疎法については、全会一致の議員立法により支援措置を拡充した上で6年間延長されたところです。今後とも過疎地域の自立促進に向け、一層積極的に取り組んでいくことが必要と考えられております。

こうした中、これらの税制特例措置は過疎市町村が企業誘致に当たって提示できる数少ない有効的なインセンティブとなっており、企業が旅館等の立地を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大に資する重要な特例措置でございます。また、いずれも過疎法に具体的措置内容が規定されているものであり、今般2年間の延長を要望するものでございます。

よろしく願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。続きまして、法務省、お願いいたします。

○小川法務副大臣

いわゆる登記のオンライン申請でございます。オンライン申請そのものはこれまでのペーパーの申請に比べまして、大変に事務コストが省略できる。または利用者の利便性も高いものでございます。このオンラインシステムにつきまして、5年前に導入しました。この登記のまず証明書の発行の方、いわゆる登記簿謄本の発行でございますが、これは利用率が50%を超えまして非常に有効でございましたが、この申請の方に関しましては、不動産登記が目標26%につきましては15%、商業法人登記が目標40%のところ25%ということで目標に達しておりません。逐年利用率が高まっておるんですが、まだまだ目標には達していないという状況でございます。高い費用をかけたこのシステムを何としてでも、更に利用を高めなくてはならないという必要性があるものでございます。

とりわけ、これまでのオンラインシステムは5年間使ってまいりましたが、ほかの項目のオンラインと重複しておりました関係で使い勝手が悪いということで、来年2月14日にこの登記のオンライン申請に特化した新しい仕組みに変更いたします。そのために利用者の方ではソフトの変換等、利用者にとちょっと手間をかけるということもでございます。そういう時期になっておまして、そういう時期にこの免税措置が廃止されますと、手間がかかって免税も廃止されるとなりますと、利用率の促進がかえって落ち込んでしまうのではないかというような危機感も持っておりますので、本来的にこの免税措置のオンライン申請の促進のための免税措置は必要性が高いものでございますが、とりわけ来年につきましては、そうしたシステムの変更に伴って落ち込むことがないように、何としても、とりわけ来年につきましては、免税措置を継続していただきたいという切なるお願いでございます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。それでは、続きまして、文部科学省、お願いします。

○笹木文部科学副大臣

まず寄附税制の拡充についてです。これはこの場で何度かお話をさせていただいております。新しい公共の実現ということは、選挙前から我々が一貫して大きい目玉として主張してきたことだし、実際に11月12日に党の新しい公共調査会でも、例えば市民公益税制に関わる重点事項として、NPO法人は勿論ですが、それ以外の法人についても認定NPO法人以外の法人に対する寄附金税制ということで、例えば公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人など、こうしたことで税額控除を導入することとしっかりうたっております。

併せて日本版ブランドギビング。これも以前もお話ししておりますが、党の調査会においても日本版ブランドギビングを導入することと、はっきりうたっているわけですから、我々も政権交代前から訴えてきたことを素直に主張しているつもりですので、どうかよろしくお

願います。

学校法人に対する寄附は非常に経済情勢等の厳しい中で伸び悩んでいる。そうしたことも是非配慮して、財源の多様化のためにも導入が必要だと思っております。ここにいろいろな例えばどういうふうな条件でとか、そういう議論はあるかと思えます。それは積極的に議論をしていきたいと思っております。

日本版ブランドギビングの創設。これは今お話をしました。それと年末調整の導入。是非教育や文化、スポーツあるいは福祉、まちづくり。幅広い分野でこうしたことが求められていますので、是非政府全体の主要事項として議論をしていただきたいと思っております。

更に能楽や博物館、幼稚園等の固定資産税等の税制措置についてですが、御存じのように能楽については非常に頑張って維持をされている。かなり自助努力もしていますが、なかなか商業的な、あるいは入場料でペイができる状態ではありません。是非国が保護を、地域の条件にかかわらず、積極的に行うべきだと思っております。引き続きの減免措置が必要と考えています。

また、図書館、博物館、幼稚園。これはそもそも20年の国の公益法人制度改革の際に結論が出なくて、昨年の大綱においてもはっきりうたっているわけです。今年度結論を得るとされています。是非国が非課税措置を決断すべきだと思っております。

最後に国立研究開発機関制度についてですが、今、文科省と内閣府とともに国立開発研究機関制度の創設についての通則法案を検討しているところです。その税制については最低限、現行の研究開発を行う独立行政法人に措置をされている税制と同様の措置になるよう要望しております。Eと判定をされておりますが、課題解決型イノベーション。これは成長戦略でもうたっておりますし、ここでもお話ししましたように、企業の内部留保がしっかりとそうしたことに回っていくためにも、是非これを具体的に議論をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。続きまして、厚生労働省、願います。

○小宮山厚生労働副大臣

査定結果につきまして、特に考慮していただきたい4点に絞って簡潔に申し上げたいと思えます。

第1はたばこ税でして、これは査定結果Eの要望内容や要望の前提となる制度等が未確定ということですが、このたばこ税の税率引上げにつきましては、健康保持増進の観点から重要で、未成年者の喫煙防止にも有効です。また、民主党の税制改正PTでは主要事項とされていまして、税調の場合でも主要事項の一つとして、是非御議論をいただきたい。前回のプレゼンのときにも700円ちょっとまでは税収が下がらないということをお願いしたところ、是非資料を提供して、この場で議論をしていただけるということでもございましたので、それを是非お願いをしたと思っております。

2点目は、研究開発税制につきまして、これまでも何回か発言してまいりましたが、やはり重点化という中で日本の製薬企業が欧米と競争していくために不可欠ですので、これを全体に見直すとしてもライフイノベーションの分野の点から重点化をしていただきたいということです。

3点目、特別償却制度につきまして、一律に認められないという査定結果を出されていますけれども、有効性、政策意義などの観点から、一つは質の高い医療を提供できる医療機器の導入促進、もう一つは、療養病床から介護施設への円滑な転換。こうしたことは必要な措置だと考えております。

その他としまして、医療法人の理事長が亡くなった場合にも地域医療が継続できるよう、相続税等の特例措置を創設することなどについて、引き続き御議論をいただきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。続きまして、農林水産省、お願いします。

○篠原農林水産副大臣

農林水産省の23年度税制改正要望は、既存の税制措置について平成22年度税制改正大綱の租税特別措置の見直しに関する基本方針に従って、きっちりと見直しを行った上で、4割削減するなど真に必要なものに絞り込んで要望いたしました。

その他の審議継続項目についても、農業経営基盤強化準備金制度や独立産業法案に関わる特例のように、新成長戦略や食料農業農村基本計画等の実現、来年度からの戸別所得補償制度の本格的実施等になくはないものに限って要望いたしましたけれども、他のところと同じように、本日みたいな評価結果は0次査定としても、ほとんど厳しい査定であります。その中から、3つについて述べさせていただきます。

1つは、農業経営基盤強化準備金制度でございます。戸別所得補償制度の交付金が農業の基盤強化のための投資に向かうように誘導しております重要なものでございます。

2番目は、農林漁業用A重油の特例措置ですが、施設制限農家や業者に必要不可欠な生産主体である燃料の費用負担を軽減することにより、経営安定を図り、農林水産物等の安定供給を確保するものでございます。

3番目は、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置ですが、高品質で安全な国産牛の供給、条件不利地域も含め、国土の有効利用や地域の雇用に貢献しております。

このようにそれぞれが重要な役割を果たしております。これらの要望の縮減廃止は戸別所得補償制度の本格実施と農林水産行政の推進に著しく支障を来すものと考えております。いずれの要望も農林水産省としては必要不可欠なものと考えております。今後、政府税調や政府レベルで随時調整協議等でその必要性等について、しっかり議論をさせていただき、是非とも認めていただきたいと考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。続きまして、国土交通省、お願いいたします。

○池口国土交通副大臣

まず申し上げたいのは、先般この場でペイ・アズ・ユー・ゴー原則の遵守について、高い評価をいただきました。しかしながら、今回の0次査定では、努力した縮減見直しの拡充事項について、すべてD判定となっており、大変遺憾であると言わざるを得ません。

今回の0次査定結果については、明日までに随時調整協議の申し入れをいたしますが、主要な項目についてコメントさせていただきたいと思っております。

国税の1番、11月2日に尾立政務官から御指摘のあった海外インフラプロジェクト準備金の創設ですが、建設業のみならず、メーカーなどを対象としており、アジア等における膨大なインフラ需要を獲得することにより、インフラ関連産業全体の発展につながるものと考えております。

国税の4番、尾立政務官から御指摘のあったコミュニティ活動支援ファンドですが、「新しい公共」の担い手を支えるものであり、必要であると考えております。

国税の10番、地方税の14番ほかの尾立政務官から御指摘のあった、都市再生促進税制等ですが、民間都市開発は一つひとつのプロジェクトの経済波及効果が大きく、既に計画中のプロジェクトにも配慮しつつ、これらの税制の創設及び延長等をお願いいたしたいと思っております。

国税の27番ほかのトン数標準税制の拡充ですが、先日、尾立政務官から御指摘のありました現行の税制の政策目的との合理性については、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船籍に準じる位置づけの一定の外国船籍に限定して、トン数標準税制の対象とすることで合理性を図りたいと考えております。

国税の52番、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の延長ですが、2年前の制度創設時と変わらぬ、極めて厳しい経済環境にある今、経済にブレーキを踏むようなことは行ふべきではないと考えております。

国税の53番、航空機燃料税の引下げですが、先日、尾立政務官から御指摘のありました、一般会計への繰り入れは引き続き必要であると考えており、我が国航空会社の国際競争力強化の観点から、要望どおり350億円の減税をお願いいたします。

地方税の13番、国際運輸基盤整備のための固定資産税の特例措置の拡充ですが、先日、逢坂政務官から御指摘のあった経費に占める割合が低いとの点については、例えば外航海運の場合、諸外国では非課税とされている一方、我が国では税負担の経費に占める割合は1割となっており、一層税負担の軽減をお願いいたします。

地方税の17番ほかの地方公共交通関連税制の拡充ですが、離島などの地域の足を守るためにも、離島の船・航空機・地方鉄道・乗り入れバスのうち、経営状況の厳しいものなどに対する大胆な負担軽減をお願いいたします。

地方税の18番、港湾経営会社等に対する特例の創設ですが、重要港湾を含めて港湾経営の

民営化を推進することにより、我が国港湾の一層の効率的な経営が実現されます。更に民営化すれば非課税であった公営時代と比較して、地方自治体の税収増にもつながることから、重要港湾も対象としていただきますようお願いいたします。

地方税の 14 番、旅客用新規鉄道車両に係る特例の延長ですが、使用者数が多い鉄道事業者について、省エネ車両への導入を促進することが地球温暖化対策の観点から最も効果的であることから、要望どおりの延長をお願いいたします。

地方税の 31 番、サービス付き高齢者住宅供給促進税制の拡充及び延長ですが、総理の御指示に基づき、医療や介護などのサービスを受けながら安心して暮らすことができる高齢者住宅の供給を促進するものであり、要望どおりの拡充・延長をお願いいたします。

地方税の 32 番、J リート・特定目的会社に係る課税標準の特例措置の延長ですが、優良な都市ストックの形成、地域経済の活性化、資産デフレの防止等のため、本特例措置を維持すべきと考えております。なお、特別償却制度、改革特例制度等については、時間の関係で個別には申し上げませんが、先日、11 日の税制調査会などでその必要性を御説明したとおりでございます。

最後に、今後の調整に当たっては、先日のペイ・アズ・ユー・ゴー原則についての評価を十分踏まえて行っていただけますようお願いいたします。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。続きまして、環境省、お願いいたします。

○近藤環境副大臣

環境省です。まず、国税についてですが、国立公園特別保護地区等の生物多様性の保全上重要な土地に係る税制上の特別措置の創設は、国立公園内に多く存在する個人所有地の適切な管理・保護を進めるために必要な制度であります。先日行われました C O P 10 において決定した「愛知ターゲット（目標）」においても、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための保護地区を 17% まで増加することが決定しており、我が国においても目標達成のためには 18 か所の国立国定公園の新設・拡充が必要であります。この目標達成のためにも、風景地保護協定の締結促進が非常に重要であり、締結促進のための経済的負担をカバーするものとして、本制度は不可欠であり、その創設を是非お願い申し上げます。

次に、P C B 汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却の延長につきましては、公害防止対策において、現在特に重要、かつ、深刻な問題として残されております、毒性が強い P C B やアスベストの円滑、かつ、安全な処理に不可欠なものであります。

P C B につきましては、P C B 特別措置法に基づき、平成 28 年 7 月までにその全量を処理することが定められておりますけれども、依然 30 万トンの微量 P C B 汚染廃棄物が未処理のまま残されております。

また、アスベストにつきましては、4,000 万トンの石綿含有廃棄物が未処理のまま残され

ている一方、毎年 100 万トンの同石綿含有廃棄物がビル解体等により廃棄物として発生いたします。

今まで実証実験や地元調整に時間を要してまいりましたが、前回の延長もあり、ようやく新たな処理施設が設置されるようになったところであり、これらの廃棄物の無害化、処理施設の設置を後押しする租税特別措置の延長を強くお願い申し上げます。

なお、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除は、新成長戦略に掲げられたグリーン・イノベーションの実現に必要な制度であり、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等は、住宅部門の省エネ化を進めるために欠かせない制度であることから、その拡充・延長を是非お願い申し上げます。

次に地方税について申し上げます。日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置については、PCB汚染物のうち、特に高濃度のものについて全国で唯一処理している施設に対する特別措置であります。PCB特別措置法で定める、平成 28 年 7 月までに、PCB汚染物の全量処理を実現するために、新たな施設の設置が不可欠であり、本措置の延長をお願い申し上げます。

排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置についてでありますけれども、新たに基準強化をした特定特殊自動車、いわゆるオフロード車の買い替えを促進し、大気汚染の改善を図るために必要な制度であります。工事現場等で使用されている油圧ショベルなどの公道を走らないオフロード車については、台数は少ないながら大気汚染の発生源としての割合が高いことから、新たに大気汚染の排出量の大幅な基準強化を予定しています。しかしながら、新基準に適合したオフロード車は旧基準適合車に比べ 1 割以上高額であり、長引く不況下において依然として 10 年以上前のオフロード車を継続して利用しようとする状況であります。従前より、大幅に厳しい排出ガス基準に適合したオフロード車の早期市場投入、早期取得を促すことが、大気汚染の改善に非常に有効であり、前回の排出ガス規制導入時の特例措置においても、基準適合車の早急な普及を後押しする効果があります。そのため、新基準に適合したオフロード車の取得に対する優遇措置の創設を強くお願い申し上げます。

これ以外にも、提出させていただいております、里地・里山の推進に不可欠な生物多様性の保全を目的として、民間の団体が行う土地の取得またはそれに係る非課税措置、民間等による環境教育・環境保全活動を後押しするための環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和に大きな効果を発揮する、都市の緑の創設に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置、電気自動車等のインフラ整備に不可欠な低公害車の燃料供給設備に係る特例措置においても、環境政策を推進するため大変に重要でございますので、創設・延長をお願いします。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。お待たせをいたしました。防衛省、お願いします。

○安住防衛副大臣

1件だけありまして、何かDになっているんですね。なぜかよくわからないんですけども、要するに説明をしますと、これは特定の事業用資産の買い替え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例となっているんですけども、簡単に御説明しますと、要するに自衛隊の基地のある航空機の騒音でやむを得なく移転せざるを得ない人たちに対する譲渡資産の課税の特例を設けるということで、昭和49年からやってきたということでございます。

今回、これはDになりましたけれども、これまで5,600戸これに基づいて移転してきて、今後1万3,000戸、更にまだ残っている状況でございます。

この間、尾立さんの方からは、これはもう少し政策効果があるのかどうか検証してみた方がいいのではないかとということで、我が方としてもそのことを受けてやっているところですが、私も実は地元でこういう地域を抱えているのでよくわかるんですけども、継続性というものが断ち切られたらどうなるのかというと、案外このことがあるから移転したという方が多く、そういう点ではこれは財政が厳しいからやめるという話なのか、騒音の状況は昭和49年から何ら変わってないわけだから、逆に言えばここで断ち切る理由を探すのは、財政難だからだめですということは、私は継続性からいうとどうかなと。

というのは、額そのものはさほど大きな額ではありません。年間でもこれによつての譲渡は大体8億程度ですから、そういう点では国としてこれを継続することは十分価値のあるものではないかと思っておりますので、引き続きこれについては、Dでありますけれども、協議をして何とか続けさせていただきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

いろいろと御意見がありました。各委員の御意見につきましては、今後の随時調整協議の中で調整させていただくこととしたいと思います。

総務省から何かコメントはございますか。

○逢坂総務大臣政務官

私から2つございます。1つは、国が地方の側に一方的に減収を強いているような税負担軽減措置等は、可能な限り廃止する方向で見直していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。この点につきましては、12日に発表いたしました、各省副大臣あての書簡にも記載しているとおりでございますので、よろしくお願いたします。

もう一つでございますが、期限の定めのない税負担軽減措置等について、これも可能な限り廃止する方向で見直しの提案をさせていただきたいと思っております。各省の皆様には、本日個別に提示をさせていただきたいと思っております。具体的には、適用実績が極めて少ないもの、あるいは行政刷新会議などで見直しの対象とされている独立行政法人、料金収入等のある特別民間法人に適用されているものについて、当方から見直し案を提示させていただきたいと思っております。

なお、正式には19日の税調において提示をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。委員の皆様、本日は長時間にわたり御苦勞様でございました。次回、11月18日木曜日の税制調査会は、納税環境整備、雇用促進税制等について審議を行います。なお、各省の利害に関係しない項目について、出席が少なくなりがちでございますので、是非そのようなことでなく御出席いただけますようお願いを申し上げます。

本日の会議は、以上で終わります、ありがとうございました。

なお記者会見は、通例どおり間もなくこの場所で行います。

散会いたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。